

Weekly Report

第240号
平成25年11月18日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

知っておきたい広告などの表示ルール

◆優良・有利であると誤認する不当な表示とは

年末・年始商戦の時期が近づいていますが、セールなど行う場合は広告や価格表示が不当な表示に該当しないように景品表示法のガイドラインなどを確認しておきましょう。

同法では、商品・サービスの品質や価格について、実際よりも著しく優良又は有利であると消費者が誤認するような表示を禁止しており、例えば以下のような表示が不当表示に該当します。

* 「当店通常価格〇〇〇円 販売価格〇〇〇円」と表示しているが、通常価格で販売した実績がない

* 「〇日間限りの特価」と表示しているが、その期間に限らず販売されている価格である

* 表示価格で購入するには一定の条件が必要だが、その条件を明示していないなど

◆二重価格表示を行う場合の注意点は

価格表示では、過去の販売価格を比較対照とした二重価格表示がよく使われていますが、比較対照として用いる過去の販売価格が「最近相当期間にわたって販売されていた価格」であれば、不当

表示に該当することはありません。

この「最近相当期間」とは、過去8週間のうち4週間以上（販売開始から8週間未満の場合は、販売期間の過半かつ2週間以上）の販売実績があり、実際にその価格で販売した最後の日から2週間以内であることです。

なお、来年4月からの消費税率引上げに伴い、「消費税は当店が負担します」や「消費税率上昇分値引きします」、「消費税相当分、ポイントを付与します」などの広告・宣伝表示は禁止となります。

住宅取得に係る贈与税の非課税措置について

住宅取得等資金に係わる贈与税の非課税措置により、直系尊属（父母や祖父母など）から住宅取得等資金の贈与を受けた場合は、一定限度額まで贈与税が非課税となります。

25年中は700万円（省エネ・耐震住宅は500万円上乗せ）が非課税となりますが、来年は減額され、500万円となります（震災被災者は除く）。

700万円の非課税を適用する場合は、今年中に贈与を受け、来年3月15日までに贈与された全額を充てて住宅の新築・取得等（建売住宅やマンションの取得は引渡しを受けていること）をした上で、居住することが必要となります（贈与を受けた年の翌年12月末までに居住）。

「残業夜食」提供の注意点！

年末は残業が増えると思います。社員（役員も含む）に提供する残業夜食代は「福利厚生費」として処理できますが、税務調査で交際費や給与課税の認定を受けないための注意点があります。

* 食事は一般的な意味での夜食であること（居酒屋での飲酒を伴う食事はダメ）、* 実費を会社が直接支払うかお店などの領収書をその都度貰って精算する、* 定額を現金で支給しない、* 特定の役員に限定しない、* 残業時間や上限金額を定めた社内規定を作成しておきます。